



島根県報

平成17年11月15日 (火)
第 1,727 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課) 1
土地改良事業施行の認可	(農村整備課) 2
土地改良事業施行の同意	(") 2
保安林予定森林(5件)	(森林整備課) 2
公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課) 4
港湾隣接地域の指定	(港湾空港課) 6
都市計画事業変更の認可	(下水道推進課) 6
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧(3件)	(環境生活総務課) 7
林業種苗法の規定に基づく生産事業者講習会の開催	(森林整備課) 8
ランニングマシン13台の購入に係る一般競争入札の実施	(警察本部) 9
選管告示	
政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	12
正 誤	
平成16年10月29日付け島根県報号外第118号別冊中	(選挙管理委員会) 12

告 示

島根県告示第1,184号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
雲南福祉サービス株式会社	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム加茂の郷	雲南市加茂町南加茂706番4	平成17年 11月1日
有限会社 ファミリーケア	通所介護	デイサービスセンター 梅 の郷にしき庵	八束郡東出雲町錦新町5丁目 3-5	平成17年 11月7日
有限会社 クオリティライ フ	通所介護	デイサービスよこたの郷	仁多郡奥出雲町下横田27-1	平成17年 11月7日

島根県告示第1,185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
雲南市木次町土地改良区	川上上地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成17年11月7日

島根県告示第1,186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
奥出雲町	大谷地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成17年11月7日

島根県告示第1,187号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市国富町字中島314 - 4、314 - 7、314 - 14
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,188号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市匹見町道川イ1287 - 1、イ1287 - 2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,189号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市木次町北原71 - 1、1557、1558、1577 - 1、1578 - 1、1578 - 2、1580
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,190号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村柿木600、617 - 1、617 - 2、619、1268 - 1、1268 - 2、1269

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,191号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村椀谷836 - 17、836 - 29、836 - 32

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,192号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

大田市静間町字和江1642番 2 の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び 1 の地点と 7 の地点を結ぶ春分秋分の満潮位 (D . L . + 0.56メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

1 の地点 鳥井 4 等 3 角点 (北緯35度13分00秒9561、東経132度28分20秒9761) から 233度38分49秒862.95メートルの地点

2 の地点 1 の地点から 198度38分12秒、3.10メートルの地点

3 の地点 2 の地点から 108度38分12秒、176.06メートルの地点

4 の地点 3 の地点から 199度06分20秒、11.52メートルの地点

5 の地点 4 の地点から 199度02分49秒、24.88メートルの地点

6 の地点 5 の地点から 288度38分10秒、185.19メートルの地点

7 の地点 6 の地点から 341度21分50秒、39.50メートルの地点

ウ 面積

6,774.55平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

大田市静間町字和江1642番 2 から大田市静間町字新田1638番 3 を経て大田市静間町字和江1642番 1 に至る地内及び地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び A の地点と N の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

A の地点 鳥井 4 等 3 角点 (北緯35度13分00秒9561、東経132度28分20秒9761) から 237度15分46秒、661.51メートルの地点

B の地点 A の地点から 198度38分10秒、31.26メートルの地点

C の地点 B の地点から 108度38分12秒、195.54メートルの地点

D の地点 C の地点から 198度38分12秒、40.87メートルの地点

E の地点 D の地点から 175度10分52秒、14.31メートルの地点

F の地点 E の地点から 155度18分37秒、10.63メートルの地点

G の地点 F の地点から 202度53分11秒、6.32メートルの地点

H の地点 G の地点から 245度38分22秒、15.28メートルの地点

I の地点 H の地点から 206度43分30秒、87.53メートルの地点

J の地点 I の地点から 201度58分22秒、53.11メートルの地点

K の地点 J の地点から 288度38分10秒、83.63メートルの地点

L の地点 K の地点から 198度38分10秒、90.10メートルの地点

M の地点 L の地点から 288度38分10秒、299.40メートルの地点

N の地点 M の地点から 341度21分50秒、399.50メートルの地点

ウ 面積

119,079.47平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 (岸壁敷、漁具保管修理施設敷、道路敷、護岸敷)

4 出願年月日

平成17年10月31日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、浜田水産事務所及び大田市役所

島根県告示第1,193号

港湾隣接地域を次のとおり指定したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第3項の規定により告示する。
平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

地区名	地 域
日脚地区	<p>基点1から基点11までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、基点11と補助点4を結んだ線及び補助点1から補助点4までを順次結んだ線により囲まれた陸域</p> <p>(点の表示)</p> <p>基点1 島根県浜田市日脚町1378番地10地先1号標柱の点</p> <p>基点2 基点1から237度27分14秒 11.7メートルの点</p> <p>基点3 基点2から267度08分15秒 21.9メートルの点</p> <p>基点4 基点3から248度47分01秒 81.8メートルの点</p> <p>基点5 基点4から157度04分01秒 0.9メートルの点</p> <p>基点6 基点5から248度32分53秒 45.4メートルの点</p> <p>基点7 基点6から248度33分54秒 71.1メートルの点</p> <p>基点8 基点7から250度31分20秒 21.4メートルの点</p> <p>基点9 基点8から254度50分03秒 24.6メートルの点</p> <p>基点10 基点9から259度27分51秒 23.1メートルの点</p> <p>基点11 基点10から261度14分37秒 102.4メートルの点</p> <p>補助点1 基点1から296度29分23秒 71.2メートルの点</p> <p>補助点2 基点1から342度50分50秒 185.4メートルの点</p> <p>補助点3 基点7から342度50分50秒 247.6メートルの点</p> <p>補助点4 基点11から342度50分50秒 230.0メートルの点</p>

島根県告示第1,194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

益田市

2 都市計画事業の種類及び名称

益田都市計画下水道事業

益田市公共下水道

3 事業施行期間

平成16年10月1日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年度島根県告示第938号の事業地に中須町地内を加える。

(2) 使用の部分

平成16年度島根県告示第938号の事業地のうち、中須町及び中島町地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石見ものづくり工房

3 代表者の氏名

森崎 禎璋

4 主たる事務所の所在地

大田市温泉津町小浜イ308番地 6

5 定款に記載された目的

この法人は、石見地域住民に対して、商工観光及びその関連産業に関する事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年10月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 青少年サポートの会

3 代表者の氏名

藤原 常義

4 主たる事務所の所在地

安来市安来町863番地

5 定款に記載された目的

この法人は、安来市に在住する児童・生徒、中学校卒業後の18歳未満の青少年及び子育てに悩む保護者に対して、心のありさまに応じて『心の居場所（青少年サポートセンター）』を提供し、情意面の安定を図り基礎学力の定着及び社会的な自立に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年11月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 わきあいあい

3 代表者の氏名

吉田 友香

4 主たる事務所の所在地

浜田市原井町957番地

5 定款に記載された目的

この法人は、食、農、環境を軸とした地域づくり・人づくりに関する事業を通して、喜びと活力の得られる社会の創造・発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成17年11月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成17年12月19日	午前10時～午後5時	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター	県下一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
林業種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間
計	6 時間

4 受講申請

- (1) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、各農林振興センター森林・林業支援グループ又は隠岐支庁農林局林業支援グループに問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締め切りは平成17年12月8日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金として、2,520円徴収する。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月15日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
ランニングマシン13台の購入
- (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成17年12月22日
- (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札

参加資格者名簿の営業種目大分類「6 図書・教材類」中分類「(3)運動用具・レジャー用品」に登載された者であること。

- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。
- (4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から平成17年11月21日までの間、上記 3 の(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。)

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月25日(金) 午後 3 時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階警友談話室

ウ 開札 即時開札

- (4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額(入札金額に消費税等の額を加算した額)の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年11月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国民新党島根県支部	亀井 久興	石倉 千恵美	益田市あけぼの西町9-10-2

2 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
西田清久後援会	佐々木 顕博	村川 健二	那賀郡三隅町大字古市場915
石倉刻夷後援会	細木 敏治	石倉 輝喜	安来市広瀬町奥田原230
鎌原ヤシエ後援会	鎌原ヤシエ	飯塚 清四郎	那賀郡金城町大字下来原350-4
加納克己後援会	清水 勝	足立 昭二	松江市西川津町787-24
中谷勝後援会	澄川 優寛	中村 亨	鹿足郡六日市町大字六日市961-12
家島幹夫励ます会	細田 春幸	家島 幹夫	安来市広瀬町宇波1492
梅林守後援会	小池 博己	加納 吉則	安来市広瀬町西比田1644-3

島根県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年11月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
民主党島根県第2区総支部	代 表 者	小室 寿明	石田 良三
自由民主党多伎町支部	会計責任者	坂根 守	石飛 友治
自由民主党仁摩町支部	会計責任者	市川 盛男	松井 東司彦

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
岡野克俊後援会	主たる事務所の所在地	浜田市浅井町790-21	浜田市朝日町1518
島根県獣医師政治連盟	代 表 者	田形 和敏	白石 清則

全日本不動産政治連盟島根県本部	代 表 者	中村 正志	藤原 重達
多伎町澄田信義後援会	会計責任者	坂根 守	石飛 友治
多伎町景山俊太郎後援会	会計責任者	坂根 守	石飛 友治
生越俊一後援会	主たる事務所の所在地	大田市大田町大田イ414 - 8	大田市久手町波根西1851 - 17
	代 表 者	田平 篤	三谷 昭二
道下文男後援会	主たる事務所の所在地	浜田市日脚町1028 - 2	浜田市日脚町785

島根県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成17年11月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
澤田隆之後援会		平成16年12月31日
安達慶太郎後援会		平成16年12月31日

正 誤

平成16年10月29日付け島根県報号外第118号別冊中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
73	表中右から2列目	0	1,551,000
		0	0
		0	1,551,000
		0	1,550,864
		(0人)	(0人)
			1,551,000
			1,551,000
			1,551,000

				15,750
				795,034
				755,830
				735,830
				735,830
				20,000
				1,550,864
75	表中右から3列目	2,542,400		2,311,400
"	"	757,140		526,140
		526,140		526,140
		231,000		
		231,000		
		2,542,400		2,311,400
205	表中右から2列目	19,000		1,900
		19,000		1,900
250の次頁	上から1行	平成12年分		平成13年分
"	上から2行	(第3回)		(第2回)
256の次頁	上から1行	平成13年分		平成12年分
"	上から2行	(第2回)		(第3回)